

## 水生生物保全環境基準等の検討対象物質について

## 1. 優先検討対象物質

水生生物の保全にかかる水質目標を検討すべき物質については、次の要件を満たす物質として、平成 12 年 12 月に、81 物質がリストアップされた（別紙 1）。

水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質、すなわち、水生生物に有害な物質（関係法令等により規制等が行われている物質や、専門家による有害性の指摘がなされている物質等）

その化学物質が有する物理化学的特性、その製造、生産、使用状況からみて、水環境中で広範にあるいは継続して存在するもの。すなわち、水生生物が継続して暴露しやすい物質

## 2. 水質目標値の導出可能性を検討した物質

平成 14 年 8 月に、次の要件を満たす物質について、上記 81 物質を中心として、26 物質を選定し、水質目標値の導出可能性が検討された（この検討段階でビフェニルが追加）。（別紙 2）

環境中濃度が既存文献の急性毒性値を上回っている物質

生態リスク初期評価で詳細な評価を行う候補とされた物質

## 3. 水質目標値の導出がなされた物質

平成 15 年 9 月の答申では、以上の経緯を踏まえ、目標値導出のために十分な科学的知見が確保された 8 物質について、水質目標値の導出がなされ、公共用水域常時監視結果等の水質調査結果を用いて環境基準項目等検討がなされた。（別紙 2）

## （参考）生態リスク初期評価について

生態リスク初期評価は、環境省が実施している、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための「初期評価」のうちの生態系に対する有害性及びリスクの評価であり、平成 15 年 9 月の中央環境審議会の答申以降にもリスク評価が進められている。現時点では、別紙 3 の物質が詳細評価候補又は要情報収集とされた。

## 別紙1

	CAS NO.	物質名	別名 (下線は環境基準等(*1)で用いられているもの)
1	7440-66-6	亜鉛	<u>全亜鉛</u>
2	79-06-1	アクリルアミド	
3	62-53-3	アニリン	
4	107-18-6	アリルアルコール	
5	42615-29-2	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (直鎖アルキルのもの、LAS)	
6	25155-30-0	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(C12)	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム
7	116-06-3	アルジカルブ	2-メチル-2-メチルプロピオンアルデヒド
8	1336-21-6	アンモニア	
9	18854-01-8	イソキサチオン	カルホス
10	50512-35-1	イソプロチオラン	IPT
11	26087-47-8	イプロベンホス	IBP
12	141-43-5	エタノールアミン	モノエタノールアミン
13	2104-64-5	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト	<u>EPN</u>
14	100-41-4	エチルベンゼン	
15	115-29-7	エンドサルファン	エンドスルファン、ベンゾエピン
16	10380-28-6	オキシ銅	
17	29082-74-4	オクタクロロステレン	
18	1806-26-4	p-オクチルフェノール	4-オクチルフェノール
19	7440-43-9	カドミウム	
20	63-25-2	カルバリル	NAC
21	1330-20-7	キシレン	
22	2921-88-2	クロルピリホス	
23	1897-45-6	クロロタロニル	テトラクロロイソフタロニトリル、TPN
24	67-66-3	クロロホルム	
25	13356-08-6	酸化フェンブタスズ	
26	-	シアン化合物	<u>全シアン</u>
27	151-50-8	シアン化カリウム	
28	74-90-8	シアン化水素	チバクロン
29	143-33-9	シアン化ナトリウム	
30	62-73-7	ジクロロボス	DDVP
31	107 06 2	1,2-ジクロロエタン	
32	120-83-2	2,4-ジクロロフェノール	
33	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	
34	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	
35	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	
36	298-04-4	ジスルホトン	エチルチオメトン
37	122-34-9	シマジン	CAT
38	1014-70-6	シメトリン	
39	7439-97-6	水銀	<u>総水銀</u>
40	7782-49-2	セレン	
41	333-41-5	ダイアジノン	
42	127-18-4	テトラクロロエチレン	

(裏面に続く)

43	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	<u>チウラム</u>
44	7440-50-8	銅	
45	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	
46	79-01-6	トリクロロエチレン	
47	87-61-6	1,2,3-トリクロロベンゼン	
48	639-58-7	トリフェニルスズ化合物	
49	56-35-9	トリブチルスズ化合物	
50	1582-09-8	トリフルラリン	
51	108-88-3	トルエン	
52	91-20-3	ナフタレン	
53	7439-92-1	鉛	
54	7440-02-0	ニッケル	
55	25154-52-3	ノニルフェノール	
56	1910-42-5	パラコート	
57	80-05-7	ビスフェノールA	
58	302-01-2	ヒドラジン	ジアミン、ジアミド
59	7440-38-2	ヒ素	<u>砒素</u>
60	122-14-5	フェニトロチオン	MEP
61	108-95-2	フェノール	
62	3766-81-2	フェノブカルブ	BPMC
63	23184-66-9	ブタクロール	
64	117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	<u>フタル酸ジエチルヘキシル</u>
65	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル	
66	84-74-2	フタル酸ジブチル	
67	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル	
68	7782-41-4	フッ素	<u>ふっ素</u>
69	51218-49-6	プレチラクロール	
70	71-43-2	ベンゼン	
71	50-32-8	ベンゾ(a)ピレン	
72	119-61-9	ベンゾフェノン	
73	87-86-5	ペンタクロロフェノール	
74	28249-77-6	ベンチオカーブ	<u>チオベンカルブ</u>
75	7440-42-8	ホウ素	<u>ほう素</u>
76	-	単一鎖長ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
77	50-00-0	ホルムアルデヒド	
78	121-75-5	マラチオン	マラソン
79	108-90-7	モノクロロベンゼン	クロロベンゼン
80	2212-67-1	モリネート	
81	7439-98-7	モリブデン	
-	92-52-4	ビフェニル(*2)	

\*1 「環境基準等」とは、環境基準、人の健康の保護に関する要監視項目、及び水生生物の保全に係る要監視項目を指し、要調査項目を含まない。

\*2 ビフェニルは、「水生生物の保全に係る水質目標について」中間報告で優先的に検討すべきとされた81物質には選定されていなかったが、その後選定した水質目標を優先して検討する26物質に選定されている。

表1 水質目標値の審議対象とした8物質

No.	CAS No.	物質名	備考
1	7440-66-6	亜鉛	環境基準項目
3	62-53-3	アニリン	
19	7440-43-9	カドミウム	
24	67-66-3	クロロホルム	要監視項目
32	120-83-2	2,4-ジクロロフェノール	
52	91-20-3	ナフタレン	
61	108-95-2	フェノール	要監視項目
77	50-00-0	ホルムアルデヒド	要監視項目

表2 水質目標値の導出可能性について検討した18物質

No.	CAS No.	物質名	備考
2	79-06-1	アクリルアミド	
8	1336-21-6	アンモニア	
14	100-41-4	エチルベンゼン	
15	115-29-7	エンドサルファン	
16	10380-28-6	オキシシン銅	
21	1330-20-7	キシレン	
35	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	
37	122-34-9	シマジン	
43	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム
51	108-88-3	トルエン	
54	7440-02-0	ニッケル	
55	25154-52-3	ノニルフェノール	
64	117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
66	84-74-2	フタル酸ジブチル	
67	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル	
71	50-32-8	ベンゾ(a)ピレン	
79	108-90-7	モノクロロベンゼン	
-	92-52-4	ビフェニル	

表:環境リスク初期評価において詳細リスクの必要性等が指摘された物質

CAS No.	物質名	判定	81物質(該当しないものは「-」)	
			No.	備考
62-53-3	アニリン		3	
18854-01-8	イソキサチオン		9	
50512-35-1	イソプロチオラン		10	
26087-47-8	イプロベンホス		11	
141-43-5	2-アミノエタノール(エタノールアミン)		12	
2104-64-5	EPN(エチルパラニトリロフェニルチオベンゼンホスホネイト)		13	
10380-28-6	オキシ銅		16	
1330-20-7	キシレン		21	
67-66-3	クロロホルム		24	
62-73-7	ジクロルボス		30	
107-06-2	1,2-ジクロロエタン		31	
333-41-5	ダイアジノン		41	
127-18-4	テトラクロロエチレン		42	
137-26-8	チウラム(テトラメチルチウラムジスルフィド)		43	
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン		45	
79-01-6	トリクロロエチレン		46	
1582-09-8	トリフルラリン		50	
108-88-3	トルエン		51	
25154-52-3	ノニルフェノール		55	
80-05-7	ビスフェノールA		57	
122-14-5	フェニトロチオン(MEP)		60	
108-95-2	フェノール		61	
3766-81-2	フェノカルブ		62	
117-81-7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		64	
85-68-7	フタル酸ブチルベンジル		67	
71-43-2	ベンゼン		70	
50-32-8	ベンゾ(a)ピレン		71	
28249-77-6	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)		74	
50-00-0	ホルムアルデヒド		77	
92-52-4	ピフェニル		-(*)	水質目標を優先して検討する26物質に選定
107-02-8	アクロレイン		-	
103-23-1	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		-	
60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		-	
72-20-8	エンドリン		-	
140-66-9	4-t-オクチルフェノール(p-t-オクチルフェノール)		-	
1836-77-7	クロルニトロフェン		-	
95-51-2	o-クロロアニリン		-	
60-57-1	ディルドリン		-	
139-13-9	ニトリロ三酢酸		-	
110-86-1	ピリジン		-	

「判定」欄の凡例は以下のとおり

: 詳細な評価を行う候補と考えられる物質      : 情報収集に努める必要があると考えられる物質